

「電気工事実技教科書」

訂正のお知らせ

「電気工事实技教科書」（平成 31 年 3 月改定 3 版 6 刷発行）の掲載内容について、  
次のように訂正いたします。

2019 年 11 月

●21頁 番号56「はしご」の関連知識の1.

～場合は、安全帯を使用する。 → ～場合は、墜落制止用器具（安全帯）を使用する。

●22頁 番号57「安全帯」の名称

安全帯 → 墜落制止用器具（安全帯）

●22頁 番号57「安全帯」の写真を2点とも、以下の写真に差し替える



フルハーネス型



胴ベルト型

●22頁 番号57「安全帯」の関連知識

出所：（安全帯（上））藤井電工（株） → 出所：藤井電工（株）

●25頁 番号66「コンベックスルール」の名称の一部

（JIS B 7512：2005「鋼製巻尺」） → （JIS B 7512：2018「鋼製巻尺」）

●25頁 番号66「コンベックスルール」の関連知識

～7.5mのものがある。 → ～7.5m等がある。

●26頁 番号71「絶縁抵抗計」の関連知識の1.

～（JIS C 1302：2014「絶縁抵抗計」）。 → ～（JIS C 1302：2018「絶縁抵抗計」）。

●28頁 番号77「線路用電流計（クランプメータ）」の関連知識 下から2行目  
～，内線規程：2011 1345-1等）。 → ～，内線規程：2016 1345-1等）。

●63頁 No.5.1「バインド掛け」の参考表1のタイトルの一部  
（内線規程：2011 3105-1表より～） → （内線規程：2016 3105-1表より～）

●63頁 No.5.1「バインド掛け」の参考表2のタイトルの一部  
（内線規程：2011 3105-3表より～） → （内線規程：2016 3105-3表より～）

●71頁 No.5.6-2「ケーブルの取り付け」の備考の2.  
～（内線規程：2011 3165-1表で～ → ～（内線規程：2016 3165-1表で～

●78頁 No.5.12-2「器具の取り付け（4）」の【参考】白熱灯の取り付け  
(2) コードつりの場合 の〔注〕1.  
～（内線規程：2011 3205-3）。 → ～（内線規程：2016 3205-3）。

●78頁 No.5.12-2「器具の取り付け（4）」の【参考】白熱灯の取り付け  
(3) 埋込み器具取り付けの場合 の〔注〕1.  
～（内線規程：2011 3205-1）。 → ～（内線規程：2016 3205-1）。

●86頁 No.5.15-2「金属管の切断（1）」の参考表のタイトルの一部  
（JIS C 8305：1999「鋼製電線管」） → （JIS C 8305：2019「鋼製電線管」）

●114頁 No.5.35-2「合成樹脂管の曲げ方（2）」の参考表のタイトル  
参考表 硬質塩化ビニル電線管の寸法及び許容差（JIS C 8430：1999「硬質塩化ビニル電線管」）

↓

参考表 硬質ポリ塩化ビニル電線管の外径及び厚さ並びにその許容差（JIS C 8430：2019「硬質ポリ塩化ビニル電線管」）

●114頁 No.5.35-2「合成樹脂管の曲げ方(2)」の参考表を以下に差し替える

参考表 硬質ポリ塩化ビニル電線管の外径及び厚さ並びにその許容差 (JIS C 8430:2019「硬質ポリ塩化ビニル電線管」)

呼び	外径 [mm]			厚さ [mm]		長さ [mm]		参考	
	基準寸法	最大・最小外径の許容差 <sup>a)</sup>	平均外径の許容差 <sup>b)</sup>	最小	許容差	基準寸法	許容差	概略内径 [mm]	1 m当たりの質量 <sup>c)</sup> [kg]
VE14	18.0	±0.2	±0.2	1.8	+0.4	4000	±10	14	0.144
VE16	22.0							18	0.180
VE22	26.0							22	0.216
VE28	34.0	±0.3	2.7	+0.6	28			0.418	
VE36	42.0		3.1		35			0.590	
VE42	48.0		3.6		40			0.773	
VE54	60.0	±0.4	4.1	+0.8	51			1.122	
VE70	76.0	±0.5	5.5		67			1.445	
VE82	89.0				77			2.203	

注 a) 最大・最小外径の許容差とは、任意の断面における外径の測定値の最大値及び最小値(最大・最小外径)と、基準寸法との差をいう。

b) 平均外径の許容差とは、任意の断面における円周の測定値を円周率で除した値、又は同一円周上において等間隔な2か所の外径の測定値の平均値(平均外径)と、基準寸法との差をいう。

c) 1 m当たりの質量とは、管の寸法を許容差の中心とし、密度を1.43 g/cm<sup>3</sup>として計算したものである。

●117頁 No.5.38「PF管・CD管の切断」の参考表のタイトルの一部

(JIS C 8411 : 1999) → (JIS C 8411 : 2019)

●117頁 No.5.38 「PF管・CD管の切断」の参考表を以下に差し替える

参考表 合成樹脂製可とう電線管(JIS C 8411:2019)

[単位: mm]

PF管				CD管			
呼び	外径	外径の許容差	最小内径	呼び	外径	外径の許容差	最小内径
14	21.5	±0.30	13.2	14	19.0	±0.30	13.2
16	23.0		15.2	16	21.0		15.2
22	30.5	±0.50	20.9	22	27.5	±0.50	20.9
28	36.5		26.7	28	34.0		26.7
36	45.5		33.4	36	42.0		33.4
42	52.0		38.2	42	48.0		38.2
54	64.5	±0.80	48.8	54	60.0	±0.80	48.8
70	81.0	±1.00	64.5	70	76.0	±1.00	64.5
82	94.5	±1.20	74.2	82	89.0	±1.20	74.2

注) 管の形状には、波付き管(PFD, PFS, CD)がある。

●123頁 No.5.42 「合成樹脂線ぴ工事」の備考の2行目

～された。また、『内線規程 (JEAC 8001-2011)』からも削除されている。

↓

～された。なお、『内線規程 (JEAC 8001-2011)』からも削除されたが、『内線規程 (JEAC 8001-2016)』に改めて規定された。

●163頁 No.8.10-2 「絶縁抵抗計の使用法」の備考

1. 絶縁抵抗計の定格測定電圧と測定電気設備の表を以下に差し替える

定格測定電圧 [V]	電気設備・電路
100	100V系の低電圧配電路及び機器の維持・管理
125	制御機器の絶縁測定
250	200V系の低電圧配電路及び機器の維持・管理
500	600V以下の低電圧配電路及び機器の維持・管理
	600V以下の低電圧配電路の竣工時の検査
1 000	600Vを超える回路及び機器の絶縁測定
	常時使用電圧の高い高電圧設備 (例えば、高圧ケーブル、高電圧機器、高電圧を用いる通信機器及び電路) の絶縁測定

(JIS C 1302:2018「絶縁抵抗計」解説表1 抜粋)



